

広島県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十年六月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	庄原市川北町字盤ノ谷二〇七七番二地先から庄原市川北町字盤ノ谷二〇七七番二地先まで	平成二〇年六月九日